

○出産・育児に関する制度

	休暇制度	対象者	取得単位・期間
1	保健指導、健康診査	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員	必要と認める時間
2	通勤の緩和	妊娠中の女性職員	1日につき1時間まで
3	産前休暇	妊娠中の女性職員	出産予定日以前8週(56日)前にあたる日から出産日まで (多胎妊娠の場合は14週(98日)前から)
4	産後休暇	出産後の女性職員	出産日の翌日から8週間目(56日)にあたる日まで
5	育児参加	妻の出産前後に養育するお子さんがいる男性職員	妻の出産予定日以前6週(42日)前にあたる日から、出産日後8週間目にあたる日までの期間内において5日 (多胎妊娠の場合は14週間(98日)前から) ※時間単位での取得可能
6	妻の出産	妻が出産する男性職員	妻の出産に係る入院等の日から出産後2週間以内で3日 (時間単位での取得可能)
7	育児時間	1歳未満のお子さんがいる男性・女性職員	お子さんの1歳の誕生日の前日まで1日2回、1回30分 (夫婦同時に取得する場合は、2人あわせて1日2回、1回30分)
8	育児休業	3歳未満のお子さんがいる男性・女性職員 (夫婦同時に取得可)	お子さんが3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで
9	育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでのお子さんを養育する男性・女性職員 (夫婦同時に取得可)	お子さんが小学校就学の始期に達するまで (1か月以上1年以下・何回でも延長可)
10	部分休業	小学校就学の始期に達するまでのお子さんがいる男性・女性職員 (夫婦同時に取得可)	勤務時間の始め又は終わりに2時間以内 ※30分単位
11	子の看護	小学校就学の始期に達するまでのお子さんを養育する男性・女性職員	暦年において5日 (養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日) ※時間単位での取得可能

* 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第15条)

* 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(第13条、別表第4)

* 小田原市職員の育児休業等に関する条例

* 小田原市職員の育児休業等に関する規則